

岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第29号

岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例

岩手県部局等設置条例（平成12年岩手県条例第72号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部局等を置く。</p> <p><u>秘書広報室</u></p> <p>[略]</p> <p><u>政策地域部</u></p> <p>[略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部局等の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>秘書広報室</u></p> <p>秘書及び広報に関する事項</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>政策地域部</u></p> <p>ア <u>県行政の総合的な政策の立案及び推進に関する事項</u></p> <p>イ <u>政策の評価に関する事項</u></p> <p>ウ [略]</p> <p>エ [略]</p> <p>オ [略]</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部局等を置く。</p> <p><u>政策企画部</u></p> <p>[略]</p> <p><u>ふるさと振興部</u></p> <p>[略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部局等の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>政策企画部</u></p> <p>ア <u>県行政の総合的な政策の立案及び調整に関する事項</u></p> <p>イ <u>政策の評価に関する事項</u></p> <p>ウ 秘書及び広報に関する事項</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>ふるさと振興部</u></p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ [略]</p>

カ [略] (4)～(11) [略]	エ [略] (4)～(11) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(岩手県固定資産評価審議会条例の一部改正)

2 岩手県固定資産評価審議会条例（昭和37年岩手県条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第5条 審議会の庶務は、 <u>政策地域部</u> において処理する。	(庶務) 第5条 審議会の庶務は、 <u>ふるさと振興部</u> において処理する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県総合計画審議会条例の一部改正)

3 岩手県総合計画審議会条例（昭和54年岩手県条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>政策地域部</u> において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>政策企画部</u> において処理する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(政策等の評価に関する条例の一部改正)

4 政策等の評価に関する条例（平成15年岩手県条例第60号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第17条 委員会の庶務は、 <u>政策地域部</u> において処理する。	(庶務) 第17条 委員会の庶務は、 <u>政策企画部</u> において処理する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県いじめ再調査委員会条例の一部改正)

5 岩手県いじめ再調査委員会条例（平成27年岩手県条例第63号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>政策地域部</u> において処理する。	(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>ふるさと振興部</u> において処理する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	